

令和4年4月28日

沖縄県議会議員 殿

沖縄県議会議員 島袋 大



令和3年度政務活動費に係る収支報告について

○
沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和3年度 政務活動費収支報告書

議員名 島袋 大

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	16,907	新聞購読料
事 務 所 費	781,465	家賃 水道代 電気代
事 務 費	278,531	固定電話代 携帯代 コピー機カウント代 リコーリース代 リコープロバイダー代 NHK受信料 パソコン代
人 件 費	776,946	月給 労働保険料
合 計	1,853,849	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証

島袋 大 様 No. _____

★ ¥ 3075-

内訳

現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但し 2021年4月分として
2021年4月30日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

収入印紙

4月分 (1/2) ¥1,537

領 収 証

島袋 大 様 No. _____

★ ¥ 3075-

内訳

現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但し 2021年5月分として
2021年5月31日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

収入印紙

5月分 (1/2) ¥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領収証 島袋大 様 No. _____

★ ¥ 3,075-

内訳 _____ 例 2021年6月分として

現金 _____ 2021年6月30日 上記正に領収いたしました

小切手 _____ /

手形 _____ /

消費税額等(%) _____

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

収入印紙

6月分 (1/2) ¥1,537

領収証 島袋大 様 No. _____

★ ¥ 3,075-

内訳 _____ 例 2021年7月分として

現金 _____ 2021年7月31日 上記正に領収いたしました

小切手 _____ /

手形 _____ /

消費税額等(%) _____

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

収入印紙

7月分 (1/2) ¥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領収証 島袋大 様 No. _____

* ¥3075-

内取 _____ 但し 2021年8月分 1/2
現金 _____ 2021年8月31日 上記正に領収いたしました
小切手 _____ /
手形 _____ /

消費税額等(%) _____

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

収入印紙

8月分 (1/2) ¥1,537

領収証 島袋大 様 No. _____

* ¥3075-

内取 _____ 但し 2021年9月分 1/2
現金 _____ 2021年9月30日 上記正に領収いたしました
小切手 _____ /
手形 _____ /

消費税額等(%) _____

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

収入印紙

9月分 (1/2) ¥1,537

1,537 × 6 = 9,222

¥9,222 充当

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証

島袋 大 様 No.

★ ¥ 3,075

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

但し 2021年11月5日付

2021年11月30日 上記正に領収いたしました

取入印紙

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新垣 睦 雄

11月分 (1/2) ¥1,537

領 収 証

島袋 大 様 No.

★ ¥ 3,075

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

但し 2021年12月5日付

2021年12月31日 上記正に領収いたしました

取入印紙

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新垣 睦 雄

12月分 (1/2) ¥1,537

10月分は政務活動以外が含まれるので0計上とする

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証

島袋大 様 No.

★ ￥3,075-

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

但し 2022年1月分と12月分
2022年1月31日 上記正に領収いたしました

収入印紙

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

1月分 (1/2) ￥1,537

領 収 証

島袋大 様 No.

★ ￥3,075-

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

但し 2022年2月分と12月分
2022年2月28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣睦雄

2月分 (1/2) ￥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証	島袋 大	様 No.
★ ￥3,075 -		
内 訳	但し 2022年3月分(1/2)	
現金		
小切手 /	2022年3月31日 上記正に領収いたしました	収入印紙
手形 /		
消費税額等(%)	琉球新報根差部販売店	
	電話 850-1365	
	新垣 睦 雄	

3月分 (1/2) ￥1,537

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(4月分~9月分)	744,000	1/2	372,000
毎月払	家賃(11月分~3月分)	620,000	1/2	310,000
4/23	電気料金(4月分)	4,745	1/2	2,372
5/24	電気料金(5月分)	13,702	1/2	6,851
6/24	電気料金(6月分)	16,945	1/2	8,472
7/26	電気料金(7月分)	18,440	1/2	9,220
8/24	電気料金(8月分)	21,400	1/2	10,700
9/24	電気料金(9月分)	14,260	1/2	7,130
10/25	電気料金(10月分)	21,700	その他	6,145
11/24	電気料金(11月分)	42,223	その他	8,442
12/23	電気料金(12月分)	12,520	1/2	6,260
1/27	電気料金(1月分)	16,558	1/2	8,279
2/24	電気料金(2月分)	16,438	1/2	8,219
3/23	電気料金(3月分)	14,650	1/2	7,325
5/26	水道料金(4月分)	1,647	その他	769
7/2	水道料金(5月分)	1,892	1/2	946
7/19	水道料金(6月分)	1,892	1/2	946
8/20	水道料金(7月分)	1,892	1/2	946
9/15	水道料金(8月分)	1,892	1/2	946
9/28	水道料金(9月分)	1,892	1/2	946
12/20	水道料金(11月分)	1,892	その他	767
2/9	水道料金(12月分)	1,892	1/2	946
2/22	水道料金(1月分)	1,892	1/2	946
4/1	水道料金(2月分)	1,892	1/2	946
4/14	水道料金(3月分)	1,892	1/2	946
事務所費 充当合計				781,465

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

領 収 証

No. イクセルビル
207

島袋 大 様

金額	9750000-
----	----------

但し 令和3年4月～9月家賃 共益費 チリ処理代 707
 令和3年 9月6日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額		
消費税額(%)		
税抜金額		
消費税額(%)		

GR1520

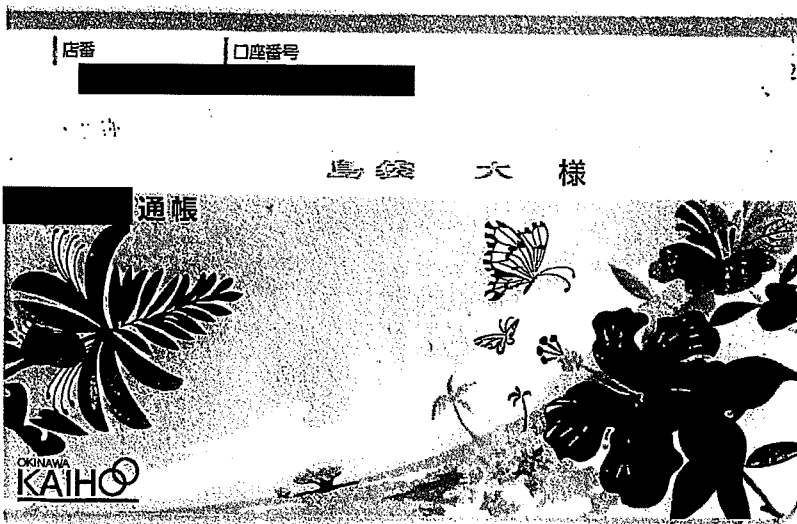
1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

$$62,000 \times 6 \text{ か月分} = 372,000$$

¥372,000 充当



03-04-05	200	*125,000OS.イクセルビル	4月分
03-05-06	200	*125,000OS.イクセルビル	5月分
03-06-07	200	*125,000OS.イクセルビル	6月分
03-07-05	200	*125,000OS.イクセルビル	7月分
03-08-05	200	*125,000OS.イクセルビル	8月分
03-09-06	200	*125,000OS.イクセルビル	9月分

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

領収証 No. イケルビル 207

島袋 大 様

金額 4750000-

但、令和3年10月～令和4年3月31日までの期間、チリ処理代として
令和4年3月5日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額	
消費税額(%)	
税抜金額	
消費税額(%)	

登録番号

GR1520

1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので
124,000 円 ÷ 2 = 62,000

○ 10 月分は、政務活動以外が含まれるので 0 計上します。

62,000 円 × 5 か月 = 310,000 円

¥ 310,000 充当

店番 口座番号

島袋 大 様

通帳

OKINAWA KAIHO

03-11-05	200	*125,0000S. イケルビル 11 月分
03-12-06	200	*125,0000S. イケルビル 12 月分
04-01-05	200	*125,0000S. イケルビル 1 月分
04-02-07	200	*125,0000S. イケルビル 2 月分
04-03-07	200	*125,0000S. イケルビル 3 月分

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
 下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		料金月分	B 3年 4月分
電気の	豊見城市字根差部727		振替日	4月23日
ご使用場所	エクセルビル 207		領収金額	11,708円
電気番号	24038-102-1-5		料金	10,463円
契約種別	従量電灯		再エネ賦課金	1,245円
検針日	4月14日		内精算金額	
料金算定期間	3月13日～ 4月13日		契約超過金	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行		消費税 再掲	1,064円
ご指定預金口座	*****589			
口座名義	島袋 大 様			

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	418 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	11,248.16		
燃料費調整額	-1,187.13		

印紙税申告納
 付につき北那覇
 税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 4月分

3/13～4/13 は 32 日分なので、11,708 円 ÷ 32 = 365/日

365 円 × 13 日 = 4,745 円 ÷ 2

¥2,372

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。 下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	鳥袋 大 様	料金月分	R 3年 5月分
電気の	豊見城市字根差部727	振替日	5月24日
ご使用場所	エクセルビル 207	領収金額	13,702円
電気番号	24038-102-1-5	料金	12,120円
契約種別	従量電灯	再エネ賦課金	1,582円
検針日	5月15日	内積算金額	
料金算定期間	4月14日～5月14日	契約超過金	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	消費税 再掲	1,245円
ご指定預金口座	****589		
口座名義	鳥袋 大 様		
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	471 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	12863.07		
燃料費調整額	-1144.54		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済		沖縄電力株式会社	

(1/2) 計上 5月分

$$13,702 \div 2 = 6,851$$

¥6,851

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。

下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R-3年 6月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	6月24日
電気番号	24038-102-1-5	領収金額	16945円
契約種別	従量電灯	料金	15050円
検針日	6月14日	再エネ賦課金	1895円
料金算定期間	5月15日～6月13日	積算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座	*****589	消費税 再掲	1540円
口座名義	島袋 大 様		

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	564 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	15696.78		
燃料費調整額	-1049.07		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 6月分

16,945 円 ÷ 2 = 8,472

¥8,472

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		料金月分	R 3年 7月分
電気の	豊見城市字根差部727	振替日	7月26日	
ご使用場所	エクセルビル 207	領収金額	18440円	
電気番号	24038-102-1-5	料金	16428円	
契約種別	従量電灯	再エネ賦課金	2012円	
検針日	7月14日	内積算金額		
料金算定期間	6月14日～7月13日	契約超過金		
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	消費税 再掲	1676円	
ご指定預金口座	*****589			
口座名義	島袋 大 様			

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	599 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	16763.23		
燃料費調整額	-736.78		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上7月分

18,440 円 ÷ 2 = 9,220

¥9,220

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R 3年 8月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	8月24日
電気番号	24038-102-1-5	領収金額	21400円
契約種別	従量電灯	料金	19116円
検針日	8月14日	再エネ賦課金	2284円
料金算定期間	7月14日～8月13日	内積算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座	*****588	消費税 再掲	1945円
口座名義	島袋 大 様		

<料金内訳>

<使用量>	
使用量合計	680 kWh
<基本料金>	
常 時	402.40
<使用料金>	
電力量料金	19231.30
燃料費調整額	-516.78

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 8 月分

21,400 円 ÷ 2 = 10,700

¥10,700

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下配のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の ご使用場所	豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	料金月分R	3年 9月分
電気番号	24038-102-1-5	振替日	9月24日
契約種別	従量電灯	領収金額	14,260円
検針日	9月14日	料金	12,722円
料金算定期間	8月14日～9月13日	再エネ賦課金	1,538円
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	精算金額	
ご指定預金口座	****589	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	消費税(再掲)	1,296円

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	458 kWh		
<基本料金>			
常時	402.40		
<使用料金>			
電力料金	12,466.96		
燃料費調整額	-146.52		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計 9月分

$$14,260 \div 2 = 7,130$$

¥7,130

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R 3年10月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	10月25日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	21700円
契約種別	従量電灯	料金	19446円
検針日	10月14日	再エネ賦課金	2254円
料金算定期間	9月14日～10月13日	内精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座	*****589	消費税 再掲	1972円
口座名義	島袋 大 様		

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	671 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	18957.07		
燃料費調整額	+87.19		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 10月分

料金算定期間 9/14～10/13 のうち 9/14～9/30 分を計上する

日割り 21,700円 ÷ 30 = 1日 723円

723円 × 17日 = 12,291円 12,291 ÷ 2 = 6,145 ¥6,145

10月使用分は政務活動以外が含まれるので0計上とする

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。

下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部 727	料金月分	平成 3 年 11 月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	11月24日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	42,223 円
契約種別	従量電灯	料金	38,020 円
検針日	11月13日	再エネ賦課金	4,203 円
料金算定期間	10月14日～11月12日	内積算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座	*****589	消費税 再振	3,838 円
口座名義	島袋 大 様	取	
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	1251 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力燃料金	36629.67		
燃料費調整額	+988.28		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 11 月分

料金算定期間が 10/14～11/12 のため 11/1～11/12 を計上する

日割り 42,223 円 ÷ 30 = 1 日 1,407 円

1,407 円 × 12 = 16,884 16,884 ÷ 2 = 8,442

¥ 8,442

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。

下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様	
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分R 3年12月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日 12月23日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額 12520円
契約種別	従量電灯	料金 11220円
検針日	12月14日	再エネ賦課金 1300円
料金算定期間	11月13日~12月13日	内積算金額
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金
ご指定預金口座	*****589	消費税 再掲 1138円
口座名義	島袋 大 様	訳

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	387 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	10303.59		
燃料費調整額	+514.67		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 12 月

12,520 円 ÷ 2 = 6,260

¥ 6,260

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日額は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分日	4年 1月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	1月27日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	16558円
契約種別	従量電灯	料金	14902円
検針日	1月18日	再エネ賦課金	1656円
料金算定期間	12月14日～ 1月17日	内精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座	****589	消費税 再掲	1505円
口座名義	島袋 大 様		
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	493 kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	13533.41		
燃料費調整額	+966.25		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済 </div> <div style="text-align: right;"> 沖縄電力株式会社 </div> </div>			

(1/2) 計上 1月

16,558 円 ÷ 2 = 8,279

¥ 8,279

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	4年 2月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	2月24日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	16438円
契約種別	従量電灯	料金	14836円
検針日	2月14日	再エネ賦課金	1602円
料金算定期間	1月18日～ 2月13日	内精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座	*****589	消費税 再掲	1494円
口座名義	島袋 大 様		
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	477.kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	13045.89		
燃料費調整額	+1388.01		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 2月分

16,438 ÷ 2 = 8,219 ¥8,219

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 取 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様	料金月分	4年 3月分
電気の	豊見城市字根差部727	振替日	3月23日
ご使用場所	エクセルビル 207	電気番号	24038- 102-1-5
領収金額		料金	14650円
契約種別	従量電灯	再エネ賦課金	13243円
検針日	3月14日	内積算金額	1407円
料金算定期間	2月14日～ 3月13日	契約超過金	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	消費税 再振	1331円
ご指定預金口座	*****589	口座名義	島袋 大 様
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	419kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	11278.63		
燃料費調整額	+1562.82		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上3月分

$$14,650 \div 2 = 7,325 \quad \text{¥} 7,325$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収書
令和3年5月10日発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和3年5月10日
900170205
根差部727番地
エグゼクティブビル207
島袋 大

設置場所根差部727番地

使用期間	令和3年3月26日から 令和3年4月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和3年4月分
使用水量	1 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

領収書
07369
21.5.26
島見市水道事業
〒909-0999 099-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

上下水道料金納付書兼領収書
令和3年5月10日発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和3年7月12日
900170205
根差部727番地
エグゼクティブビル207
島袋 大

設置場所根差部727番地

使用期間	令和3年4月27日から 令和3年5月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和3年5月分
使用水量	1 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

領収書
07369
21.7.02
島見市水道事業
〒909-0999 099-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

4月分 日割り

(3/26~4/27)

$$1,892 \div 33 = 57$$

$$57 \times 27 = 1,539 \div 2 = 769$$

5月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)


上下水道料金納付書兼領収証
令和 3年 7月12日 発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 3年 8月10日
〒901-0205
根差部727番地
エクスセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 3年 5月26日から 令和 3年 6月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 3年 6月分
使用水量	1 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

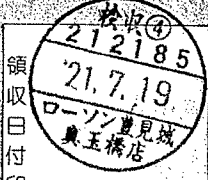
豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。

収納代行：DSK電算システム

 領収日付印

TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

6月分

1,892 円 ÷ 2 = 946

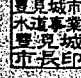
上下水道料金納付書兼領収証
令和 3年 8月10日 発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 3年 9月10日
〒901-0205
根差部727番地
エクスセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 3年 6月27日から 令和 3年 7月28日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 3年 7月分
使用水量	0 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

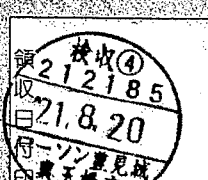
豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。

収納代行：DSK電算システム

 領収日付印

TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

7月分

1,892 円 ÷ 2 = 946

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 3年 9月10日 発行

水巻番号 35-0546-008
納付期限 令和 3年10月11日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所 根差部727番地

使用期間	令和 3年 7月28日から 令和 3年 8月26日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	令和 3年 8月分	
使用水量	1 m ³	
上水道料金	1,320	円
下水道料金	572	円
合計金額	1,892 円	

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 豊見城市水道事業 豊見城市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の
初手をさけるため5年
間保存してください。

※料金を訂正したもの、
領収日付印のないもの
は無効です。

収納代行 DSK電算システム
△豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

212185
21.9.15
ローソン豊見城
真玉橋店

8月分

1,892 円 ÷ 2 = 946

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控)
令和 3年 9月28日 発行

水巻番号 35-0546-008
納付期限 令和 3年11月10日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所 根差部727番地

使用期間	令和 3年 8月26日から 令和 3年 9月26日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	令和 3年 9月分	
使用水量	1 m ³	
上水道料金	1,320	円
下水道料金	572	円
留延手数料	0	円
合計金額	1,892 円	

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 豊見城市水道事業 豊見城市長印

△豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2670
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1(3F)

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の
初手をさけるため5年
間保存してください。

※料金を訂正したもの、
領収日付印のないもの
は無効です。

収納代行 DSK電算システム

212185
21.9.28
ローソン豊見城
真玉橋店

9月分

1,892 円 ÷ 2 = 946

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(水道代)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 3年12月10日 発行


水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 4年 1月11日

〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 3年10月26日から 令和 3年11月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 3年11月分
使用水量	4 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

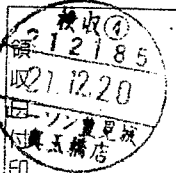
豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

*この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

*料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。

取納代行 DSK電算システム 印



豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

(1/2) 11月分

$$1,892 \div 32 = 59$$

$$59 \times 26 = 1,534 \div 2 = 767$$

上下水道料金納付書兼領収証
令和 4年 1月11日 発行


水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 4年 2月10日

〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 3年11月26日から 令和 3年12月24日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 3年12月分
使用水量	1 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)


豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

*この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

*料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。

取納代行 DSK電算システム 印



豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

(1/2) 12月分

$$1,892 \div 2 = 946$$

10月分は政務活動以外が含まれるので0計上とする

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

(水道代)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 4年 2月10日 発行


水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 4年 3月10日

T 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地


使用期間	令和 3年12月24日から 令和 4年 1月23日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 4年 1月分
使用水量	1 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。
※料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム

領収日付印


豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

(1/2) 1月分

$$1,892 \div 2 = 946$$

上下水道料金納付書兼領収証
令和 4年 3月10日 発行


水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 4年 4月11日

T 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

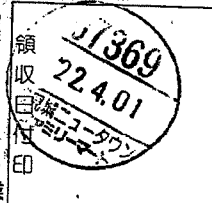
使用期間	令和 4年 1月23日から 令和 4年 2月24日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 4年 2月分
使用水量	5 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。
※料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム

領収日付印


豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

2月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書集領収証
令和4年3月10日発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和4年3月10日
〒901-0205
根差部727番地
至夕毛ルビカ207
高松 大 街

設置場所根差部727番地

使用期間	令和4年2月24日から 令和4年3月25日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和4年3月分
使用水量	2.4 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

高松市水道局 高松市水道局 高松市水道局

この収額は自らの
印を捺印する必要がある
（印は必ず必要です）

この印は自らの
印を捺印する必要がある
（印は必ず必要です）

高松市水道局 高松市水道局 高松市水道局

〒901-0205 (収入印紙不貼) (お客様保存)

換収④
212185
22.4.14
ローソン 高見城
真玉橋店

3 月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所概要申告票

議員名 島袋 大

1. 物件の所在

住所	豊見城市字根差部727 エクセルビル207号
電話番号	098-850-1692

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [和興住宅]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

島袋大



貸借人 氏名



住所



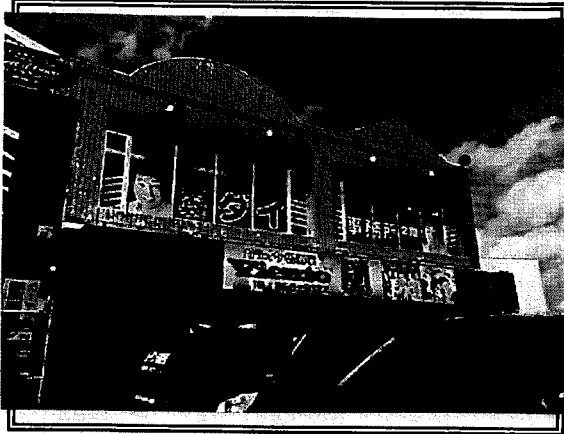
事務所費充当状況申告票

議員名 島袋 大

1. 事務所の状況

住所	豊見城市字根差部727 エセルビル207号
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

- ◎自由民主党沖縄県豊見城市区第二支部事務所としても使用している為。
- ◎125,000円の月額家賃の中の1,000円は、チリ処理代なので差し引く。124,000円の1/2計算で充当割合は62,000円なる。

(関係経費)

家賃(月額)	125,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	62,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋 大



事業用貸貸借契約書

店舗用

契約期間

自 令和2年4月1日

至 令和4年3月31日

物件名 エクセルビル (207号)

貸貸人

賃借人

島袋 大

沖縄県知事免許(7)第2698号

和興住宅

〒901-0153 那覇市字宇栄原950 平良アパート101

電話 098-857-7220 FAX 098-857-7999

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲・貸主	氏名 [REDACTED]	TEL 098-857-7220 (和興住宅)
	住所 [REDACTED]	
乙・借主	氏名 多袋 太	TEL 携帯 098-856-2727 [REDACTED]
	住所 豊見城市宇波 108798	
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
保証機関	沖縄県那覇市安謝2丁目2番5号 全保連株式会社 TEL (098) 866-4901	

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称 代表者の氏名	商号又は名称 代表者の氏名
	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	免許証番号	免許証番号
	免許年月日	免許年月日
	氏名	氏名
説明をする宅地建物取引主任者	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所所在地	業務に従事する 事務所所在地
	TEL	TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 島袋 大 (以下「乙」という。) はこの契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	エクスセルビル 2階 207号室		
	所在地	沖縄県豊見城市字根差部727番地		
	構造	鉄骨コンクリート造/陸屋根/6階建		
	種 類	事務所店舗	新築年月	平成5年 3月
	面積	36坪		

附属施設	駐車場	含む	1台無料 2台目から有料 車庫証明可能 (有料)
	車庫証明	含む	
	自転車置場	含まない	
	物置	含まない	
	専用庭	含まない	

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和2年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日まで (2年間)

事務所費

頭書(4) 賃料等

賃料	月額120,000円	共益費	月額4,000円	チリ処理代	月額1,000円
敷金	金額240,000円 (賃料2ヵ月)	礼金	金額120,000円 (賃料1ヵ月)	事務手数料	金10,000円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本数	GTS (H248) 3本	GTS (H248) 1本		
賃料等の支払時期		当月分を毎月 5 日に (口座引落)			
賃料等の 支払方法	振込	沖縄銀行 [REDACTED] 名義人 [REDACTED]			
	持参	持参先 和興住宅 那覇市宇字栄原950番地 タイラアパート101号			

※ 振込の際の手数料は賃借人の負担とする。

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	島袋 大		
	(自宅) TEL	098-856-2727		
	(勤め先) TEL	098-866-2754 (会社名・部署名) 沖縄県議会		
	(携帯) TEL	[REDACTED]		

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		
管理業者	和興住宅			
所在地	那覇市宇字栄原950番地 タイラアパート101号 TEL098(857)7220			

頭書(7) 更新に関する事項

賃借人は、貸貸人又は仲介業者に対し、本契約を更新・変更する場合、頭書(4)の事務手数料を支払うことにより、仲介業者の窓口で、本契約を更新・変更するものとする。

頭書(8) 特約事項

- 1 退去の際、賃借人(乙)は本物件を速やかに原状回復し、賃貸人(甲)に引き渡すものとする。尚、ハウスクリーニング、故意的汚損、破損の補修費は、賃借人の負担とする。
- 2 本契約が解約解除し、引渡しの際、造作買取請求権を放棄して原状に戻し返還する事、但し賃借人の所有物が本物件内に放置された場合は、所有権を放棄したとみなし、処分しても異議の申し立てはしない、その費用は、賃借人の自費とし請求するものとする。
- 3 甲が建物の老朽等により新築、改築を行う時、予め六ヶ月前に乙に通知し、契約を解除する事ができる。乙は、明渡しをするに際し、其の事由や名目の何ら係わらず、移転料、立退き料等の請求を一切放棄する。
- 4 近隣住民に迷惑をかけた時、警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき等、本契約を継続する事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除する事が出来る。
- 5 本契約を第三者に転貸及びその権利を譲渡した時、又不正な行為によって入居した時は、契約解除する事が出来る。
- 6 駐車場利用を1台無料とし2台目から有料とする。又、全面道路側駐車場を使用禁止とする。
- 7 本物件の駐車場敷地は、土地賃貸借契約で賃借している敷地の為返還された場合、駐車場が制限される場合があります。
- 8 本契約満了による。再更新契約の際も全保連株式会社(保証協会)及び大同火災(火災保険)は継続加入して頂き、入居中の解約は出来ないものとする。

借主 島袋大

* 電気、水道、ガス等に関するお問合せ (引越し時の精算等) は下記へ、

電気 沖縄電力営業所..... 電話 9 9 3 - 7 7 7 7

水道 豊見城水道庁舎..... 電話 8 5 0 - 1 5 1 6

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合。
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合。
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合。
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。
4 敷金は全額返還とし乙が本物件を退去後、立会検査、修繕見積後とする。但し30日以内とする。尚、乙の退去後、1年以内に解約清算金を受取りにこなかった場合、その権利を放棄したものとみなす。
5 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(期間違約損害金)

第7条 本契約期間未滿に退去する場合は、頭書(4)の賃料1ヶ月分に当たる額を、期間違約損害金として支払わなければならない。

(駐車場及び車庫証明)

第8条 乙は、駐車場を利用する場合、頭書(4)の料金を毎月支払い自らの責任で駐車場所、車輛の管理を行い甲及び管理人の指定する位置に、甲又は、管理人の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。
2 駐車場内に於いて天災地変、盗難、その他の事故による損害については、甲及び管理人は一切の賠償の責任を負わないものとする。
3 駐車場における盗難又は事故、管理等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。
4 頭書(1)で車庫証明付きの場合、1台に対し証明代(30,000円)保証金(20,000円)事務手数料(10,000円)甲又は管理人に支払わなければならない。但し、本契約解約に際し、本物件の車庫証明抹消手続きが終了したのを確認した上で、甲又は管理人は乙へ無利息で保証金(20,000円)を下記の6条にしたがい返還する。
5 乙は甲に対して証明代、事務手数料を支払い甲又は管理人はこれを承諾した。本金員は甲又は管理人の所得としいかなる場合にも返還しないものとする。
6 乙は、退去後1ヶ月以内に車庫証明の抹消・移動後、抹消時の書類、又は移動先の車庫証明の複写を提示した後、返還するものとする。車庫証明抹消をなさないまま退去された場合には、甲又は管理人は原則として保証金(20,000円)を返還しないものとする。

(禁止又は制限される行為)

- 第9条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸、担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 本物件の全部又は一部につき、暴力団員に本物件の使用、賃借権の譲渡又は担保の用に供すること。
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第10条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第1号及び第2号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 三 銀行取引の停止
 - 四 破産手続きの開始
 - 五 会社整理手続きの開始
 - 六 民事再生手続きの開始
 - 七 会社更生手続きの開始
 - 八 特別清算手続きの開始
 - 九 本契約の外部に看板、その他工作物を承諾なしに取り付けたとき。
 - 十 環境の秩序を破壊する行為を行ったり、15日以上行方不明となり防火、盗難予防、家屋保存管理等に支障がある場合。
 - 十一 反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団等)の構成員、準構成員と判明したとき。
 - 十二 警察当局の介入を生じさせる行為を行ったり。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき。

- 二 第9条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽であったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(暴力団等の排除)

- 第13条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。
- 2 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
 - 3 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名所、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
 - 4 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
 - 5 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
 - 6 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感や迷惑を与えたとき。

(乙からの解約)

- 第14条 乙は、甲に対して2ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
 - 3 本契約の解約の際、乙は甲に対し移転料、造作買取請求、必要費有益費、償還請求、その他を要求してはならない。

(契約の消滅等)

第15条 都市計画等による建物が収用される場合、または天災地変、火災、火災等の為、家屋が消滅した場合には、本契約は自然消滅するものとする。

- 2 前項にいう場合、また盗難その他当事者に帰すべきでない事由によって蒙った双方の損害に対しては各相手方はその責を負わないものとする。但し、火災の場合に、失火者に故意若しくは重過失のあるときは、その損害を賠償しなければならない。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に戻さなければならない。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(損害保険の加入)

第17条 乙は、契約期間は賠償責任特約付のテナント総合保険に加入しなければならない。

(立入り)

- 第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 19 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 20 条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。
- 四 本物件内の模様替え並びに造作及び諸設備を新設・撤去・変更する場合、電話架設・電気・水道等の配線配管等その他の変更をする場合。
- 五 乙の連絡先(携帯番号等)が変更になったとき。

(延滞損害金)

第 21 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(機関保証及び連帯保証人)

第 22 条 本契約は、全保連株式会社が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。
- 3 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係る一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負うものとする。又、本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
- 4 連帯保証人が死亡・破産・住所不明又は解散した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他甲に於いて必要と認める時にも乙は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。
- 5 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したもののみなし、連帯保証人は乙に代わり全ての処置を行わなければならない。

(免責)

第 23 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第 24 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 25 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 26 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。